

中外新聞

合本

卷一

西垣文庫

特

文庫 10

7323

1

85

80

75

70

65

特文庫10

7323

1. 慶應

不許翻刻

四年四月第三板

中外新聞

初卷

第一號
第七號

開物社
印



中外新聞

い求むる人好多きよりおのれい

縮めて小本と別し 書きに送るの便

よつとんてうまあもほしと人のま

むらまをていゆら板を物

はとも如月中旬也

序



柳河華の序

中外新聞

先年以來横濱開板のタイムス又ヘラルドと名くる新聞を
訳し又英吉利亞墨利加法蘭西和蘭諸国の新聞をも得る
とび毎に訳出し写本より傳へ来ると雖も筆者の煩々しき
と堪へざるを慮り此度活字にて印行するのめあり
新聞を其原本を得るに随て訳出し其訳の先成るものより
印行を故に原本の号数に拘らば只公布の前後を以て号数
を定む且つ訳文ありさるも廣く世上に布知すべき程の事
を取交へて記を是と中外の名を命する所以あり
新聞を多く益々善し四方の君子希くハ之を寄贈して以て

缺漏を補ひらふべし

慶應四年二月

中外新聞第一号

慶應四年二月廿四日

西洋三月七日我二月十四日の横濱出版新聞紙より抄

出を

此度神戸より来りし書状の趣より箱根の街道既ニ攻進
の路とありし由を慥ニ申越し然ととも諸説一定せ
以或ハ十四五日以前薩戸人七百八人急ニ京都を出立を云
ふ是ハ箱根の備ハあきを知らて之を奪ふ為と見えり
それハ付てハ人数は少くハ不相當ありと雖も若し
此説実事ありハ是亦江戸通行の要害ある故ニ随分尤ある

事あり

長崎よりの便^{うき}と申越^こへる事万一信実^{まこと}あらず箱根の要所
を取られしより尚^{なほ}北方諸侯の爲^{ため}に大不幸あつべし

長崎の書状の次に出^でて北方とい関東の事より南方と

ハ西国諸侯の事あり原文のまゝに訳し

若^もし紀州侯他^たの大名の盟主^{めいしゅ}とありて江戸を助^{たす}るが爲^{ため}

朝廷への周旋^{しゆせん}をあたふは双方の都合も宜^{よろ}く安全あり

一^{ひと}実^{まこと}に紀州の徳川氏の頭^{かぶ}分^{ぶん}とありて双方の間を取扱^{とら}ふ

きやどの權^{けん}の家のあり然^{しか}るに長崎の書中^{しよちゆう}に云^いへる趣^{しゆ}ハ甚

疑^{うたが}ふべし

京都よりの長崎よりの左の趣^{しゆ}を申^まし越^こへる會津并^な伊

豫^よの松山備中^{びいちゆう}の松山高松^{たかまつ}大多喜^{おほたき}此^{こゝ}大名^{だいみやう}ハ皆^{みな}京都^{きやうと}に敵對^{てきたい}せ

し者^{もの}し其^{その}屋敷^{やしき}をも領地^{りやうち}をも召上^{めいじやう}けらる^らき由^{よし}あり此事

を天朝^{てんてう}より布告^{ふこく}ありしハ仙臺^{せんたい}の在京家老^{きやうけらう}全^{ぜん}く

朝敵^{てうてき}ありざる由^{よし}の歎願^{たんげん}をあり其他^た諸方^{しよかた}より色々の願

書出^{しよで}る由^{よし}あれども長^{なが}き評議^{へいぎ}の後^{のち}忽^{たち}ち征討^{せいとく}を仰出^{おほい}されし

り是^{こゝ}に於^おて彼家老^{かのけらう}ハ大^{おほ}に驚^{おど}き全^{ぜん}く其主人^{そのしゆじん}の命^{いのち}ハ左様^{さやう}の事

しハ是^{こゝ}にあき音^ねを申述^{まを}べ尚^{なほ}又再願^{さいげん}をありしれども再び別

紙^しを以^もて會津^{えいしん}の地^ちを攻取^{せうと}るべき由^{よし}を命^{めい}せしれし但^{たゞ}し是

ハ仙臺^{せんたい}と會津^{えいしん}との間^まを離^{はな}るが爲^{ため}の計^{けい}と見えし何^{なに}と今^{いま}も

一日を經たらば委しむと相分るべし

此度の 天朝の決定を全く薩戸と長州との決議より出

る事ありべし此の如き未曾有の大变革の蓋し 天子

を尊ぶの真意より出するべし然らばしき只權勢を備へ

る名の影有るに依て之に及びあらん故に北方諸大名の

不服あるも亦其理あきふらるべし

一橋の只恭順謹慎よりして敢て戦を好まざらん

一橋との即ち 大君の事あり或は前將軍とも云へる処

ありされ亦原本のまゝに誤り

外国と日本との交際を付て此未如何成り行くべきも未だ

詳あらざる

神戸より西洋二月廿七日即ち日本二月五日に出たる書状

に曰サトウ京都より帰着を医官守リスを京都に留りて怪

我人の療治を成せと

按に英吉利の医師を京都に招くことを薩戸の願よりして去

る正月廿六日 天朝の許容ありし由あり

同所より西洋三月二日即ち日本二月九日に出たる手紙に

曰備前侯の家来は外国人に向て砲發の差図をありし事

に依て今日誅せらる初を切腹と聞きしが頭を斬らる事

に成りし右死罪は兵庫の寺院にて行ひ各国の名代一人

つゝ見分の為に出張を

○西洋二月廿八日即ち日本二月六日長崎より出づる英

人書状の抄訳

此頃中毎日當港在苗の軍船より人を出し市中を巡らし
む然れども十二大名此地の奉行所を預りしより以来其事
止し

十二大名とは即ち薩廣土佐筑前安藝島原大村肥前長州五
島對馬肥後平戸これあり

此程真偽の詳あらず加州と越前との間は戦争ありしもの
風聞あり又紀州の兵七千人 大君を征討せしが為に江戸

へ行きしもの風聞ありて市中以の外は動搖せり

此節外の商賣はあく只蒸気船銃砲弾茶の賣買のみあり

ウゼニと名くるゴンボートは十万ドル、長州へ賣れり今一

ヒンダと名くる船は十一万ドル、長州へ賣れり今一
艘タイワンと名くる船も賣れり買主と直段との詳あら
ざる

四日以前アテリ子と名くる船は是も賣物、兵庫へ往き
ロフルを昨日横濱へ出帆し軍船アイカルスは今日箱館へ
出立を

ペール、船を一昨日上海へ往き亞墨利加船オニワルドを

それより以前は出帆しより

按て亞墨利加の既は局外中立の觸書を出して軍船武器の賣買を禁せり蓋し他国も同トクムベし其布告いまだ長崎は達せざりし前の事ありや○觸書の文の第二号は出帆

内田弥太郎 譯

西洋新式

縫物器械用法傳習并仕立物の事

右器械をシウインマシ子と名くる精巧簡便の品なり近年船来りりしと雖も用法いまだ世に弘らば依て去年官命を蒙り横濱に於て外国人より教授を受け尚又海内利益の爲に傳習相始に間望の由方の開成所へ此尋ふべきべくは付てハ傳習の序何れも注文次第廉價にて仕立物致すべく依て此段布告及ふものあり

慶應四年二月

開成所にて

遠藤辰三郎

此度新聞紙印行相始めいり付入社ふされ度の方の姓
名并に入用の部数小川町開成所内への中越ふさぐべき事
代銀の前金うても跡金うても一ヶ月毎に拂の事
日本外国とも新聞の類に差越下されいりぐ早速植えさせ
製本呈上いりぐへき事

二月

中外新聞第二号

慶應四年二月廿八日出板

局外中立の觸書

日本御門と大君との間^間は戦争の起りたる事を布告し且
合衆国人民をして局外中立の規則を嚴重^{嚴重}に守らしめんが
為に左の趣を觸し示す
軍船或は運送船を賣り又は貸し兵士武器弾薬兵糧其外を
べて軍事よかくせりたる品を或は賣り或は貸し渡す事
嚴禁^{嚴禁}すべきのあり若し此規則を相背く^{相背く}よ於ては公法
よ依て之を論まれば即ち局外中立の法度を破る者ふりて

敵視せらるゝに至るべきものあり

前文と言へる如き規則を破る者ハ軍律ニ従ひ其人ハ捕虜
せられ其積荷を没収せらるべき事勿論ありと云く局外荷
主の品よりとも連累の禍を免る事能をざるべし

日本国と合衆国との條約面の權ニ依てと云く我國人より
と雖も右の規則相破りとする者を敢て之を保護する事能を
ざるものあり

日本在田合衆国ニニストル

ラン フルケンブルグ

日本兵庫神戸ニ在る合衆国居館ニ於て

西洋一千八百六十八年二月十八日即ち日本正月廿五日

右布告の文各国何とも同文言ふべし只ニニストル
の姓名異なるのみ
渡辺一郎 訳

○

仏蘭西の飛脚船最早兩三日の間に入津をへし向山隼人
其船に乗りて帰府をへき筈あり其他の友人も共ニ帰帆を
る者有べしれば定て面白き新聞多からんと思はる見聞の
説ハ追々次冊ニ印行をべし

或人の話より京都より置かれし伊東某といふ兵庫奉行を以て外国人へ談判ありしに、此度徳川氏政權を返上ありし上ハ外国の條約も、王朝は於て新に結ばせらるべし云々、外国人答へて曰、王政復古の事の承知せり去あらず、條約の儀ハ各国帝王の調印を致し、事故只今即時ハ決し難し、各国申合の上、本国帝王へ申遣し、其差図を受て決定せしき事勿論ありしに付て、先年以來日本は於て外人の殺害せられし事度、これ有り、其外狼藉の所業に至りては、おろけて教へざらん、此度、王朝は於て政法改革の儀仰出されしに、先づ其手始めは、天子御調印の書付を

出し、いふべし、其文言ハ是まで日本国内に於て外国人へ對し、不法の働き、或は故なく、外国人を殺しし者あり、と雖も、今度新に政律を改正し、上は日本全国に詔を下し、敢て右様の所業を致させざらん、との證書あり、此の如き證書を得て、各国の帝王へ差送り、其後改め、條約の事を談判し、及ぶべしや

○二月廿一日出板横濱新聞の訳文

仏蘭西人泉州左海に於て殺害せられし事

今廿一日亞墨利加の軍船モノカシ一兵庫より當港に來着

す亞墨利加普魯社以大利のミニストル同船して帰り来たり英のミニストルも上京の支度して尚彼地は滞留此船の載せ来りし書状を見らるるに去る二月九日備前の士官死刑に處せられし事を知りて日本人復讐の爲に仏国水夫を許多切害せし由を申し越しし蓋し土佐人々又土佐人の装をありし備前人あらん竊し思ふに諸国のミニストル先日備前士官の切腹を止めし事佛国水夫も命を失ふ事あり日本政府は於ても此事件より起るべき災害を免らん右人殺しの一件諸説紛々しりと雖も左の書状多分の実説ありべし

西洋三月十二日即ち日本二月十九日神戸より出たる書翰の文

昨日キウシウと名くる船は一封の書を託るといへども思ふに此モノカシ船却て速に到着をば依て短文を以て一事を報告を

日本二月十五日堺に於て一小船は乗り居る佛国の水夫共不意に土佐兵隊の爲に襲われ切害せられし者十二人水を泳りて其場を逃れし者を僅に一兩人は過ぎん是を明白に兼て巧しき偽計と見え最初より其子細を告る事あり又水夫の内小船の外に誘出され其後取巻られし者も

つり諸国の公使右罪人を遠く刑罰せん事を京都に訴ふ
よ土州の勿論京都政府にても至極心を用ひて之を尋ね出
し刑して以て外国人に謝せんと欲するの様子あり既に其
罪人の内捕へられし者もこれ有り
昨日神戸にて右の死骸を埋葬を諸国のミニストル悉く葬
よ會を其時墓前にて佛国のミニストル彼死人の同僚に
向ひ後日必も大に死人の為に復讐をおさんと云へり
右死人の内刀剣を以て殺されし者ハ只一人に其餘ハ
皆銃丸の中より○或説十六人の内死者十一人と云
サリスサトウの兩人再び京都に入りサトウを土州侯の側

又在る

前便に諸国のコンシル皆大坂を引拂ひし由を申送りしが
英吉利コンシルをいま彼地は苗在をと云
江戸を攻めんが為に京都より三万の大軍を發するとの風
聞たり

是まで書状の文あり

右文中に云へる如くキウシウ船に託しし書状到着せば
堺に於ての人殺しの始末明白に相分るべし依て其以前種
々の異説たりとも敢て之を信せざるべし
○當時横濱在苗の商船十八隻軍船を六隻にして英船三佛

船一亞船二あり

藤野善藏 譯

中外新聞第三号

慶應四年三月二日

和蘭ロトルタム新聞訳出

普魯社国新刻の萬国通表より地面の廣き魯西亞国と波蘭
国を合して日耳曼どいつ里方積せき九万九千二百九十六あきせりや埃地利国ハ
一万一千三百零五弗爾西国を九千八百五十普魯社国を六
千三百九十二英吉利国を愛倫国を合して五千七百六十二
是を歐羅巴洲内の分あり尚他洲の領地を魯西亞三十六万
九千八百英吉利二十四萬一千五百八十七佛蘭西二万四千
四百二十八あり

人口を魯国六千八百二十二万七千二百五十二人佛国三千八百零六万七千零九十四人^{オーストリア}奥国を大凡三千五百万人英国二千九百零七万一千人普国二千三百五十七万八千人
国債を普国の銀錢ターレルに英を五十三億五千二百万元その他洲領は九億一千一百萬元佛を三十七億六千万元魯を二十四億零四百万元奥を二十三億一千五百万元普を四万二千八百万元といつれもターレル錢あり

里程の長短銀錢の相場等の洋学便覧二集より出づ
陸軍の人数魯を平時五十万八千人戦時九十七万八千人佛を平時四十一万七千人戦時八十万八千人普を平時二十六万四

千人戦時六十四万七千人奥を平時二十五万人戦時六十一万九千人英を平時十三万九千一百三十三人此外非常の時よ呼集むべき兵數陸軍十二万九千人海軍六万八千人他洲の兵二十一万三千二百九十人あり

軍船を英六百廿八隻大砲九千一百五十八位あり佛を船數四百七十三砲數七千七百四十七魯を船四百二十五砲二千一百八十六奥を船九十一砲一千零々四普を船八十四砲四百八十四

商船の数を英二万八千七百八十七艘^{オーストリア}尚其他洲領は九千七百三十四艘あり佛を一万五千一百八十四普を三千一百十

八魯を三千三百四十塊を四百九十五艘

右此数を毎年増減する内は普魯社を去年戦争の後益
盛大とあるべき勢あり尚加藤弘藏の着せり西洋各国
盛衰強弱一覽表を参考せよ

佐々木貞庵 譯

○雜報

去月京都より久我中納言を大和国の鎮臺を命ぜられ東久
世前少将の兵庫港鎮臺醍醐大納言を參與国内事務掛り兼
大坂鎮臺宇和島少将を外国事務総督兼大坂鎮臺を命ぜら

れしるの報告あり

東海道鎮撫將軍橋本少将柳原侍従を尾州并薩州等の兵
を率わたり既に箱根に来着を

小沢雅楽助といふ者元ハ関東の賤民ありしが偽て勅使の
先導と号し甲州に入りて恣に令を下し容易あらざる企
り然るに其偽しる事露顯して此頃召捕られしる

此度泉州にて殺されしる仏蘭西人の一條只今土州并京
都へ談判最中のより解死人を勿論莫大の償金を出すべき
旨厳に應接ありと云ふ多分不日は戦争に成るべしとの
風聞あり

英吉利の海軍教師も既二十日程以前皆江戸を引拂りて
佛蘭西の陸軍教師もノワンを始め尚江戸に逗留せり然る
も泉州の一條起りて故二月廿六日皆悉く横濱へ出立
何れも戦争の用意をあんといふ

或る外国人の語るに堺にて殺されたる佛蘭西人を最初小
き川蒸気船に乗せし測量に出たる者廿人程なり其内僅
三四人海へ飛入りて命を助けしれは死者十六人ありと
いふ或は十一人とも十二人とも云ふ其時亞墨利加人も土
州の固め居りて近辺へ来掛りて山手の方へ道を替つて
通行せし故無難に濟しり若し押て其辺へ行き掛りた

亞人も必き打拂せしむべき様子も見えり扱此事は付土州
人の不法あるは言ふ迄もあく薩州長州も亦罪あり當正月
以来大坂兵庫近辺の警衛に薩長両家と心得居る由兼て
外国人へ通達せられり然るに此の如き始末及びする事
全く薩長の無念あれば仏蘭西人大擧して罪を問ふべき
勿論英吉利も仏蘭西と互に相助力を乞ふべき條約なりは付此
度の英仏合しに薩長土の三州を伐つべき理ありと云
横濱ドルの相場此十日程大抵替る事ありドル百枚は付一
分銀二百九十八より二百九十九の賣買あり即ち一ドルの
相場四十四匁七分より四十四匁八分五厘よりなる

此新聞紙追々入社の方々多く相成は故あなさま職人を撰
み出精いゝ植させはる今月より一ヶ月又六冊づく相
違あゝ出板致さくは尤別段珍らし新聞これらる時の
日限又拘さるゝ臨時は摺立相弘め申へく事
摺立の度毎又江戸中書物屋へも差出はる何方せんも摸
寄次第よく承あさるゝ事
中外新聞賣弘めつた者も開成所へ申出べき事
新聞紙の文章むづかしくといふ評判なり依て此次よりそ
平うきを多く相用ひ博学の笑を顧し申ざる事

追加

今川刑部大輔跡部遠江守若年寄に任せらる。
或る処より按摩渡世を志す旨人の家にかくも居る浪人
一人を召捕り其所持の荷物を改めし外物の物をあけて只
神社佛寺の札の板木を沢山持ち居より去年諸国は神符の
類を降せし者皆此輩の所業ありし事いよも明白あり
第二号は仙前西飛脚船近日到着まぐしと言ひしが既に廿
五日へーしと名くる船上海より横濱に到着し向山氏も帰
府のボードインも未だ来らん

○コルクの黒燒留飲并コロリは効能ある説
民間医方の書は苗飲の癖は人毎日コルクの黒燒を粉と
して水と一日は三度づつ用ゐれば必効能ありといふ説
を記せり然るも新聞紙は左の奇説あり

コルクをフランスコの口はさる木あり

英吉利船去年海上より俄にコロリを煩ふ者三十人程出来
せしはコルクの黒燒を粉として水と乳汁とを頻に用ひ
て全快せり是も天竺地方より民間に用ゐる薬方ありといふ

○今日左の書状の写を得たり即ち外国人より或人
に贈りし書状の訳文あり 三月二日追記

於横濱千八百六十八年第三月廿三日即日本二月晦日
一封兵庫より到着せり○本月十九日ハパークスロセス并
ポルスブルク上坂に廿日は伏見に着し廿一日京都に到り
廿三日或を廿四日 天子に謁見せん事を期せり

本文の人名を英仏和蘭三ヶ国の公使あり日附十九日
に日本二月廿六日あり推て知るべし
土佐の士分四人兵卒十六人斬首せられ且つ十五万ドルの
償金を拂ふ事ありとあり謹言

中外新聞第四号

慶應四年三月六日

京都より諸州への布令書

今般 朝政御一新に付ては万民の撫恤の儀ハ專要の処當
 今御国内多事の折柄に付自然安民の道等閑に相成に際には
 乘り不逞の徒妄りと奔走し名を勤む王は假り良民を欺罔す
 一々金穀を貪り殘忍に民力を駆役すいは甚に以て御撫恤の
 御趣意に齟齬いくは儀も多く分られはくは万民間の
 苦情においては假令も 朝政に觸られば事ももも聊無忌憚可
 申出は尤領主地頭等においては厚き御趣意を以て民間に

り訴へ出い節ハ速ニ大政官へ言上致さべくハ尚又差掛り
以件々左の通り仰出されハ万領主地頭より厚く相論ハ以
様致さべくハ

但し従前の弊習を追て言語擁蔽の事も測り難くハ万
民間の者より直ニ大政官へ訴出ハ後モ勝手次第の事
一五畿七道諸宿訳の儀是も申出も仰鑑られあきりのハ継
立申間敷筈の処近來宮堂上家来あどく唱へ仰鑑引合も
これあきのみあどく無賃錢トて人馬継立剛談いトハ
者これあき趣以ての外の事ハ以万以来仰鑑引合これあ
く且つ賃錢跡拂等トてハ決トて継立申間トキ事

月日

右の通後 御所被仰出ハ事

○英吉利人の著セル日本記事中的一篇

横濱新聞紙タイムスより抄出也

日本の国運循環ニ徳川氏其幸福を失ハ一橋の名をドめテ
會盟の列ニ加えらんト人水戸の子あり水戸ハ平生
騒がし死因柄トて血統争論の絶ゆる間あり此人一橋の養
子トあり島津三郎の撰奉より大老の重職ニ昇りより
是ニ三郎の術数を行ふ為ありト其後幼き將軍ニ深く信

用せられ竟^ひ將軍の職を嗣^つぐに至り外国同盟の助を以て
其身の幸福を全くせんと謀^まり世を驚^{おそ}る程の大事業を成
さんと欲^ほし其事を 天子は奏^ま聞を扱 天朝は兩度政權を
返^かし兩度これを賜^{たま}りし夫より大坂兵庫開港の期限は
及び日本は於て尤威權^{いけん}はる外国人は接遇^{せつぐ}し我等をしめて其
昔日の威權より強^{つよ}き事を證^あせしめし其勢^{いきほ}實^{じつ}は盛^{さか}なり
と言ふべし然るに其後俄^に兵を出し襲^せ攻の企利^{きり}はつと
て今年第一月夜は乗^りト都城を棄^すて逃^にれ出^でるは其兵は
敗走^はし其勇氣^{いぢ}は挫^くけ其王權^{おうけん}全く已^まを去^り是^をかいて徳川
氏の大統^{たいとう}は居^ゐると雖^も同盟の大名^{だいめい}は見^み離^りされ家臣^{かしん}を叛^か

き今に至りては進退共^に窮^きり二三年前威權の盛^{さか}なりし時
節^{せつ}は比^ひをれば榮^{えい}枯^こ判^{はん}然^{ぜん}として地^ちを替^かへし鳴^な呼^こ何^んぞ其衰^{おとろ}
ふる事の甚^しきや扱^あ江戸は歸^{かへ}り後^ごは其家^{いへ}より旧^{きゅう}來^{らい}委任^{じん}
せし重臣^{じゆうしん}を廢^たし昔時の法則^{ほふそく}を去^り大^{だい}な改革^{かいかく}を成^なし是^を
すべし一橋^{いちけう}を知^しりて其人^{そのひと}を重^{おも}んせし人^{ひと}を夫^{おつら}等の事^{こと}を措^さ
て英^{えい}邁^{まい}の所業^{しよごふ}より尊^たむべき大決^{だいけつ}断^{だん}ありと稱^た譽^うを然^{しか}とど
も其布告^{ふこ}の書^{かき}は云^いへる所^{ところ}を見^みるは彼の深意^{しんい}を何^{なん}の用^{もち}に
成^ならざる事を措^さして大切^{たいせつ}の事^{こと}と唱^なへし
此頃^{このとき}旗本^{はたもと}中^{ちゆう}は示^ししる書面^{しよめん}を得^えし其文^{そのぶん}左^{ひだり}の如^{ごと}し是^を今^{いま}
度^{たび}家政^{かせい}改革^{かいかく}の様子^{ようしよ}を見^みるに足^{たり}るべきものあり

連年政府の入用莫大の事にて意外に出づり依て海陸軍の
兵備を充實よせんが為よ心あらばも汝等の知行の半高を
昨年中借り上る事よ至らう然らふ方今の場合にては汝等
の俸禄やとんど無き事及ぶべし

注よ曰南方より領地を失ひて其歳入八百
万石の処今の僅よ三百万石に減りし

是と予が悲歎の事やして聴くは堪へざる処あり故よ予今
悉く旧律古例を止めむべての入用を格外に減せんと謀る
予いふも臣下よ對し深く気の毒と思へども汝等祖先以
來承け来りし知行を引続きて与ふる事とて出来まい

思はる是に依て自ら力を尽して日用を減し衣食を言ふよ
及むば少りの費用よりとも省略し是を以て生活の道を立
てん事予の心願あり然る上の汝等家事を始めむべての入
用を減略をべし依ては如何程の高官を勤むる者と雖も一
人して騎歩し不自由ありと思ふべし其実よ今日よ至ら
るも皆予が一身の過より起りし事故よ予を深く恥ぢ深く
悲む所あり付ては生計の為よ暇を乞ひて記者の予よ於て
これをあはれ忍びずと雖もその志を所よ任をべられば願
書を出さむ妨げあり

一橋此号令を出せしより自ら其行を慎み京都より怪我人

到着せし又只西三人の家来を携へ度く見舞あど是またり
一橋敗歸の後られは謁見せし外国人皆その状を温雅あり
て貴人の体を失えざるを称し今不幸ありて浮雲は掩られ
されども全く滅びせん事ハ極めて惜むべしと言へり然れ
ども一橋を此国に於てハ固より凡庸の人とあらざるを知る
べし且つ我輩は對しては毎に親友の情を失えざるハ必定
あり

○二月廿一日越前宰相参 朝仰付られ中山徳大寺
両郷より相渡されし書付

慶喜謝罪の状東征大総督を置られ以上ハ右の手を經じ
て言上の儀を 関し召され難き筋に付宜く其順序を以て
執奏されりゆゑ 思召の旨 仰出さるべくは事
右ハ 大君御謝罪の書を越前老侯より
天朝へ差出されし故あり

○雑報

仙蘭西より歸りし人の話に只今改羅巴諸国太平無事あり
去年ガリバルヂと羅馬法王と度々戦争あり法王方敗軍多
かりしが仙蘭西の援兵大にガリバルヂを敗りてこれを擒
りて其後至て静謐ありしなり

江戸在苗の外国人追々横濱へ引拂ひしに依て開成所は在
苗せし和蘭医師理学化学二科教師ガラタマも當月四日横
濱より出立を

河津伊豆守は若年寄外国事務總裁元の如し跡部遠江守
の願に依て免の林大学頭は寺社奉行並とあり

當月九日の西洋第四月一日より江戸開港の期限あり普請
ふども追々出来しれども此末商賣の盛衰いこうはらん計
知ること能はざり

會津の藩士を悉く国元へ帰り上方より怪我せし者も療治
中ありしが皆江戸を引取りしり

中外新聞第五号

慶應四年三月七日

○江戸市中への觸書

勅使御下向の儀に付ては都下の人心動揺いふれし事トキ物
も無之にいへどもゆくまじぬ恭順に丁寧の取扱を以て
由迎へ遊ばされし儀はいさしり由二心無之儀を
天朝へ由ありし遊をされし儀はかあらん由不當の由處
置えられし事トキ事と思し召されし儀に付ての儀に由 勅
使へ對し失礼の所業等決して致さずトキ由右に付非常由
警衛のとめ夫ら由固め等建させられし由都下人民いづれ

も心得違の所業決してられあま様精く可は心付の事

辰三月

奉行

○三月二日水渡

水意の書付

此れど相觸の通京都表より水軍勢の差向相成実以て奉恐
入の儀は付只管恭順謹慎 水沙汰相待の事は付官軍へ對
し決して粗忽の挙動なれはるまじく右ハ 天朝へ對し
恐入の儀ハ申すまでもなれなく且府下百万の生霊を塗炭に
陥入の様相成の儀は付實以て忍びざる次第又ハ假令忠義
の心は出れども此旨は相悖りの者を我が意は背きし者

付予が身は刃を加ふるも同様の儀は付此旨篤と相弁へ心
得違ひこれあま様は致さるべきもの也

○ 所奉行黒川近江守水田守居は搦下松浦越中守代りて所奉
行と成る。○梅沢孫太郎妻木多官を大目付。○酒井安房守ハ
寺社奉行並

○ 近々官軍問罪の奉りりと聞くと臣子のみ只一死するのみ何
そ患とせらるるは足らん其曲直是非に至りてハ強て今分別を
論せん暫く空漢は對し百歳公議の人を待つのみ即今米利

堅の報告云官軍兵庫の居館を襲ふ故に砲墩を開き兵士
を分ち其地を堅守し軍艦を呼ぶと英仏も亦然り長崎地方
の如きといふも其確報を得ざると雖も恐くは同轍に過ぎざ
るべし断然これを見て痛哭悲歎に堪へば遠くは印度の敗
近くは支那の地長毛官兵其是非曲直を鳴らし同属相食
し西洋諸国其虚を乘じ皇国亦殆同轍に陥らんといふ口は
勤王を唱へて大私を挾む皇国土崩万民塗炭に陥る事
を察せば是を何と云せん臣上進して微衷を愁訴せん
す然ともも有罪の小臣我が主と一死を待つものも然れとも
此千歳の遺恨を何如せんや斬首前より是の黙止むを得

す冀くも此微志を以て参輿闕下より代訴せしめん事を誠恐
謹言

辰二月

徳川陪臣 姓名

右京師或る人の書状中より之を得り依てこゝに附記し

○京都より英国公使痴を受けし事

今日不図驚くべき一新聞を得り即ち英国人書状
の訳文あり依て紙数未滿ありと雖も期日を待たば
して之を印行し急よ看官に報告を兩三日の間は必
詳説を得て再び訳出さるべし

一千八百六十八年三月廿八日即日本三月五日於横濱
江戸某公足下呈を

亜墨利加の蒸気船ローウルと号をる船今朝兵庫より到着
せり去る廿二日即ち二月廿九日仙国公使ロセス及び和蘭
公使ホルスブルク 皇帝陛下に謁見を次日即二月三十日
英国公使ハルリーパークス京都よかいて 皇帝の宮殿へ
昇らんときも途中にて卒尔と襲撃せられ自身も少く疵
を被り外英人九人疵を受けたり其内二人ハ尤深手あり是
に依てパークスと 皇帝に謁見せんとて大坂に引返り
り茲に仙及び和蘭の官吏等直に横濱に歸る事を決せり

此報告あなはいまご詳を悉きべといへども多分相違ある
べきものあり

英吉利在苗館 某

副啓 帰港の上日本の兵卒即ち浪人輩を殺害すべしとの
風説あり

○ 向山隼人正若年寄に任し

中外新聞第六号

慶應四年三月十三日

横濱新聞の抄訳

一千八百六十八年三月廿八日日本三月五日記を

昨夜飛脚此地に到着しハルリパークス君京都に於て
天子の禁闕へ趣うんとする途中にて襲われ其護衛の騎兵
九人手毘を受け日本人一人殺され一人虜とありける音を
報告せり

此事に付てハ風聞きちくしよしといまど何者の所為
とも分り難し但し怪我人の九人をして其内二三人ハ死

しる由パークスも其乗りたる馬を斬られたるのみ
して自身も怪我これなき由あり

此事件の未如何ありやいまだこれを問ふは然もども
蘭西蒸気船ドフレイ并に英吉利蒸気船エドヘン
と大坂に立せり是を蓋し公使等を迎へ帰らん
とある

此度の公使等実には彼兇徒等の信を以て
以後決して右様の異変あらざらざりしを
知り自今
輩の欲する所あり

最早寛大の處置を行ふべき時は既に
羅巴人米利堅人

身は一毫の罪なくして命を失へる者既
三十人及び
此後此の如き枉死の増加せん事疑ひあり然も
手は
き處置を行ひて日本人の暴悪を止むべき事當然あり

先日仙蘭西ニニストルの為せし處置ハ甚と手早くして且
其目的を得るの良策にて此地に在る外国人等極めて敬服
せり此度英吉利ニニストルも亦宜く是にあらふべし

先日仙人十一人塚に於て殺害せられたるバ仙国公使
五ヶ條の事を三日間決断せらるべき旨若し三日を過
ぎしは直様兵を差向け申べく云々の趣を京師へ掛
合し及び是に依て五ヶ條共速に行なれりと

云右ケ条の第一ハ 朝廷より書面を以て罪を謝せし
れ第二ハ外国事務總裁自身ハ仏船へ往きて謝し第三
ハ土佐の士官兵卒乱妨せし者を刑し第四ハ土佐
人脱剣せびし外國人の居留地ハ立入るを許さば第
五ハ償金十五万ドル此五ケ条ありといふ
外國人の狂死亦夥し第一ハ米利堅人十人水死し次ハ仏人
十一人殺害せられ又此度 朝廷の賓客として懇^後招待を
受くべき英吉利人故あくし襲^{おそ}えられしり
コルシカ人の語ハ一人殺さるれば一人を殺せといつ事
られども吾等ハ是ハ倣^{まね}ふ事あく宜く一 殺さるれば千人

を殺すの心を以て復讐^{むじう}を行ふべし吾等 度命令を下せば
日本の外國の才智兵力ハ屈服せざる事を得ず日本人若し
頑固^{けんこ}あると死^しの遂^{つひ}ハ印度人の轡^{おび}を履むに至るべし
日本人ハ政羅巴米利堅等ハ往^{むか}きて其國人の如く自在ニ歩
行をもも妨^{さまた}げあし何故^な日本^にてハ外國人^によられを許さば
るや畢竟^{ひつじやう}日本人を以て其陋習^{ろうじゆ}を改め公平の法を守らるや
んが為^{ため}ハ大軍を上陸せしめ国内^に攻入^せり軍艦を以て
海岸^{かいがん}を囲まざるを得ば
即今兵庫と神戸との間の門を閉ち外國人の通行^{つうこう}を禁せり
何故とも解まざるべし何の道理^{道理}ハ由て此の如く吾等の自

由を妨くろや夫れ條約ハ正しき道理を行らん事の請合ひ
あり然るに此国民ハ何故道理又背けり事をあはや彼等実
ニ敵對を好むや又ハ唯戯れありや其裁判をニストルの
處置又在るべし

黒沢孫四郎 訳

○
京都より肥前肥後二藩と薩藩との間又不和の事起りし
より専ら夙閑られども未詳々ありし
横濱へ出置きしる成兵皆此度江戸へ呼返りし成りし然

うふ二三日以前其内三中隊など脱走ししり
此節諸藩の言ふよ及む旗本の士も脱走者少く近日
歩兵局の或る頭分の人も一人行方を知らぬといふ
甲州路よりの報告は近藤勇百餘人の兵を引連れ甲州を指
して往きし是は先づ甲府城既に敵手は落し依て
府城に入る事能はず退きて屯守せし敵より兵を出して
急を襲ひ掛りし已む事を得以一戦し勝利を得し然
るに敵兵再び来り攻めしより此方の援兵あり衆寡敵
難く大敗し及べりと云
上方より来りし人の話は天子遷都の説約より或を曰

薩川長州の二侯 今上を勸め奉りて浪華を遷すの議を建
つ然れども京地の民人不服ありと或を曰外国公使等屢々
参 朝を請ふ議者曰夷狄を以て 禁闕に入らむるを不
可あり宜しく浪華を行在所を設けて彼等の拜謁を受けさ
せりよべしと此説速に行をれざる間各國公使既に入洛
せしより去月晦日の変事も出来せりとしか其詳々ある事
を未ごられを聞く事を得ば

○英仙の両にニストル當月十日帰着に

中外新聞第七号

慶應四年三月十八日

京都御觸書四通

先般外国御交際の儀 獻慮の旨仰出されは付てハ万国
普通の次第を以て各国公使等御取扱ひ在らせられは然る
処此度 御親征御出輦遊むされは付てハ此餘日もられ
あき此事に付各国公使急々参 朝仰付られは付此度相
達ハ旨仰出されは事
右の通に仰出は洛中洛外山城國中寺社共不洩様早く可
相觸るの也

二月

此度西洋各国公使并ふ附属ふぞくの者追々入京以り市中ちゆうしゆ徘徊たふろひ可致且冬内の砌せき等ら総らて不作ふさ法の儀ぎ無く之の様急度相心得可申事

二月

今度由より一新いっしんの折柄せりば御交際ごかうさいもは為在な以り付ての指さし向むか為な融通じゆうつう洋銀一枚やうぎんいちまい付金三分つきんさんぶんの當あたりを以て差支さしあらく交際可致旨被仰出おほし以り銘めいく無く疑ぎ念ねん通用じゆうよういふづくい

二月

近來処々きんらいよかいて暗殺あんころせられ以り内うちよの罪状ざいじやう相認あつめり死骸しがいも添有あ之の以りも少すくうらん何なにもも陰惡いんあく陰謀いんぼう相憤あつめりり以ての所業しよごふも可

有あ之の以り一いつ共全体きんぜんたい不埒ふらちの者共とも篤とくと吟味ぎんみの上刑典じやうてんを以て嚴げん重じゆうの御裁許ごさいしよ被仰付おほし以り事ことも付大政御一新たいていしんの折柄せりば猶なほ又また以り為な筋すぢを心掛こころが公然こんぜんと可申出おほしの処其儀そのぎあらく私わがも殺害ころしいふづくいふハ朝廷てうていを憚おそらざる仕方しほうも付右等みぎらうの者有あ之の以り於おてハ吟味ぎんみの上うへ屹ぎと嚴刑げんけいも處あせらるべくい以り心得違無こころがたひな之の様可致事やうかちじ右みぎの通可相達旨刑法事務総督衆被申渡おほし以り仍なほ申入まを以り也

正月

○勅書の写

日本国天皇告諸外国帝王及其臣嚮者將軍徳川慶喜請歸政權也制允之内外政事親裁之乃云従前條約雖用大君名称自

今而後當用換天皇稱而諸国交際之職專命有司等各国公使
諒斯旨

慶應四年正月

睦仁 御印

○開港延引の報告

方今日日本政府の形勢一變あり又因り江戸及び新潟を安全
よふきんぐ為は暫時其開市開港を遏むべし而して日本在
留英國女王殿下の特派公使全權ニストルニ事態治定す
るに至るまで右の都府及び港に英國人の居留するハ危険
ありしとの説を守らるべし

是を以て全權公使ハ英吉利人ニ告知を來り第四月一日即
ち日本三月九日右ニヶ所の開市開港を暫時延引して他日
英人右兩處に居留安全を得且つ交易を成さべき節に至り
速に報告すべきりのあり

一千八百六十八年三月廿八日即日本三月五日

兵庫に在る英國女王殿下の公使館

○三月八日當中に於て布告の文

當節柄小給の者ども別て難澁にも可有之以る格別の訳を
以て二百俵以下の者當夏に借米四分米六分金直段の儀を

百俵より付八十兩の積を以て此節取越し被下は尤差向米渡
の分の相渡りて可有之は

但布衣以上の役金は下は向を二百俵以下も相除き
以事

右の趣向くへ可を達事

三月

○

此節亞墨利加サンフランシスコ港米穀至て拂底高直の由
に付日本より米を遣せしむらば土人も悦み且日本も利
益ありべしとの噂あり

英仙の公使皆京都より帰着を英人サトウも亦帰りて伊皿
子長應寺前の寓処に在り

去月晦日の狼籍者の全く浪人より其場所にて切殺され

又を生捕とあり三月四日刑罰は行われ全く事済し成る

由且又英公使も三月三日滞ありて朝拜謁せし由サトウ

の物語あり

横濱も當時英吉利赤備兵隊警衛を四五日前薩州人の出入
を止めし事あり何故とも分り難し或る説は薩人不因外
国の婦人より戯し事あり故ありといふ

○薩藩大久保市蔵の建白書

今日の如き大変態ハ開闢以來いまだ曾てなほざる所あり
然るも尋常定格を以て豈これに應むべけんや今一戦官軍
勝利とあり巨賊東走と雖も巢穴鎮定に至らば各国交際
永續の法いまだ立たば列藩離叛一方向定まらば人心洵々
百事紛紜とて復古の鴻業いまだ其半に至らざる終に其端
を開きし者と謂ふべし然れば 朝廷に於て一時の利徳
を計り永久治安の策をおさぐる時ハ則北条の後ハ是利を
生し前次去りて後奸来りの覆轍を踏せられはも必然ある
べし依之深く 皇国を注目し觸視する所の形跡は拘らば

廣く宇内の大勢を洞察しりハ數百年來一塊しる因循の
弊を一新し国内同心合体一天の主とすそのを斯まを頼母
しき物と上下一貫天下万民感動泣涕いし程の由実行
を奉行せしん事今日急務の最急あるべし是れをの通り
主上と申奉るものを王簾の内ニ在し人間ニ替らせ玉ふ様
は僅に限りある公卿方の外拜し奉る事も出来ざる様ある
由有様よてハ民の父母たる天賦の由職掌よハ乖戻しりて
誤あれば此由根本道理適當しハ職掌定まりて初めて内国
事務の一法起るべし右の根本を推究して大变革せらるるべ
きは遷都の典を挙げらるるに在るべし何とあれば弊習と

云へるの理は非を以て勢をけり勢を觸視する所の形跡は
歸をくべし今其形跡上の一二を論せんよ 主上の在る所を
雲上と云ひ公卿方を雲上人と唱へ 龍顔の拜し難き物に
譬へ 王体を寸地も踏むはさるゝのと餘り又推尊し奉り
て自ら分外に尊大高貴ある物の様は思召され終に上下隔
絶し其形今日の弊習とありし物あり敬上愛下を人倫の
大綱より論あきとあつて過れぬ君道を失えし臣道を
失えしむるの害あるべし 仁徳帝の時を天下万世稱讃し
奉るは外ありんば即今国々も於ても帝王後者一二を率し
国中を歩行き万民を撫育するに實は君道を行ふ者と言ふ

可し然れを更始一新王政復古の今日に當り、本朝の聖時
は則ちせ外国美政を歴するの大英断を以て舉行せしむる
べきに遷都は在るべし是を一新の機會として易簡輕便を
本として数種の大弊を抜き民の父母たる天職の君道を履
行せられ命令一たび下りて天下慄動する所の大基礎を立
推及しむるに非されば 皇威を海外に輝かし万国に對立
らしめられし事不可叶
一遷都の地の豪華は去く可らば暫く行在を定められ治安
の体を一途に居る大に成を事しむるに外国交際の道富国
強兵の術攻守の大権を取る事海陸軍を起る事は於て地形

適當ありべし尚其局々の論りうべけれが贅せざん
右国内事務の大根本より今日寸刻も怠りべしうらぎりの
急務と奉存し此義行なれて内政の軸立ち基本始て舉行ふ
べし若し眼前些少の故障を懸念し他処に移りしむる行を
うべき機を失し皇国の大事終よ去るべし仰き願うべく
大活眼を以て一新し急卒御旅行しん事を千祈万禱し
奉りし死罪

大久保市藏

帝鑑間雁間菊間の諸大名通計四十三藩 君上より代りて謝

罪の歎願書を 天朝に捧ぐん事を議し其内四家の重臣先
総名代とありて上京し當三月二日太政官辨事傳達所へ罷
出中川大炊は頼て右書面を差出せし東園殿の落手相成
追て由沙汰可有之旨に仰聞し
右名代四人の佐倉の倉次甚大夫小田原大久保弥右衛門上
田の掛山政右エ門佐野の西村鼎是あり戸沢諏訪両家も初
を連名ありし追て除名せし由其故未詳
外様し々の仙臺二本松米沢を初め徳川氏の為めより力を尽
し寛大の由處置を乞ふ者多し
一橋玄同殿も東海道へ出て 勅使より哀訴せられ勝安房守

等も周旋^{まわら}尽^つ力^{りき}少^くう^うん

兵庫^{ひんぐ}の^へも何者^{なにもの}とも知^しま^じん英吉利^{いんぎり}コン^{コン}シル^{シル}の旅館^{りょくかん}へ忍^{しの}込^こみ^まコン^{コン}シル^{シル}夫婦^{ふうふ}を殺^{ころ}し^る由^{よし}の風説^{ふうせつ}は^り虚^ま実^ま未^ま詳^{じょう}

○京都^{きょうと}よりの布告^{ふこ}

- 一大藩^{いちだはん}三員^{さんゑん}
- 一中藩^{いちちゅうはん}二員^{にゑん}
- 一小藩^{いっせうはん}一員^{いちゑん}

右^{みぎ}の今般^{いまぱん} 王政^{おうせい}の一新^{いっしん}仰^{おほし}出^だされ輿論^{よろん}公議^{こうぎ}を執^とり^しは趣意^{しゆい}を以^もて各藩^{かくはん}より貢士^{きゆうし}として太政官^{たいてい官}へ差出^{さしだ}し^るは様仰^{さまおほし}出^だされは條^{じょう}其^{その}の趣意^{しゆい}又^{また}相基^{あいき}き固^かくの国論^{こくろん}も相代^{あいに}ら^るべき者^{もの}人撰^{にんせん}有^あ之^の差出^{さしだ}し^るは様^{さま}の沙汰^{さた}は事^{こと}

但^{たゞ}右^{みぎ}拜承^{はいじやう}當日^{たうじつ}より五十日^{ごじゅうにち}を限^{かぎ}り差出^{さしだ}し^る可^べ申^ま尤^{なほ}其^{その}者^{もの}参^{まゐ}着^り

次第^{しだい}辨事^{べんじ}役所^{やくじょ}へ可^べ届^{とど}出^だ事^{こと}

一各藩^{かくはん}より徴士^{ていし}仰^{おほし}付^つられ^るは者^{もの}の奉^{ほう} 命^{めい}即^{すなは}日^{にち}より 朝臣^{あそ}と相心得^{あいきんじつ}勿論^{ぶろん}旧藩^{きゅうはん}も全^{ぜん}く関係^{かんけい}混^ま合^{ごう}され^るふ^きは趣意^{しゆい}も^いる^る此^{こゝ}旨^{しみ}厚^あく相心得^{あいきんじつ}可^べ申^ま事^{こと}

一大藩^{いちだはん} 但^{たゞ}し四十万石^{しじゅうまんごふしやく}以上^{いじやう}を唱^{なげ}

一中藩^{いちちゅうはん} 但^{たゞ}し十万石^{じゅうまんごふしやく}以上^{いじやう}を唱^{なげ}

一小藩^{いっせうはん} 但^{たゞ}し一万石^{いちまんごふしやく}以上^{いじやう}九万石^{きゅうまんごふしやく}を唱^{なげ}

右^{みぎ}の通諸^{つうしよ}侯^{こう}石高^{しやくたか}を以^もて三等^{さんとう}又^{また}區別^{くわつべつ}相立^{あひた}は様^{さま}に 仰^{おほし}出^だは事^{こと}

二月

諸藩より江戸開成所へ拔擢又ハ雇^{やと}又相成居^{あひあ}ハ者名元取^{なもと}調
早速辨事役所へ申出^まハ様を仰出^{おん}ハ事

二月

○

横濱只今在苗の商船廿九艘軍船ハ英吉利五艘仏蘭西二艘
亞墨利加二艘^{ふろいせん}亭漏生一艘通計十艘あり
ドル相場少^す下^{くだ}落^{らく}の方あり一枚又付銀四十三匁五分より
四十三匁六分五厘

中外新聞第七号終

